

## 学 則

### 1 研修の目的

知的障害者を対象に職業訓練機関として職業能力（介護職員初任者研修）を付与し、職業的自立と雇用の促進を図る。

### 2 研修の名称

介護アシスト科 介護職員初任者研修

### 3 研修の要旨

| 事業所の所在地 | 研修形態 | 修業年限 | 研修期間 | 定員(人) | 受講料(円)   | 受講対象者               |
|---------|------|------|------|-------|----------|---------------------|
| 旭川市     | 昼間   | 1年   | 6ヶ月  | 10名   | ※1<br>無料 | 当学院介護アシスト科に在学の者に限る。 |

※ 1テキスト代・実習施設利用料（1万6千円程度）は別途個人負担とする。

### 4 受講手続

(1) 受講料納入方法 受講料なし(ただし、テキスト代等は個人負担とする)

(2) 受講料返還方法 受講料なし(テキスト購入後は講習の受講が無くてもテキスト代は返還しない。)

### 5 カリキュラム 別紙1を参照

### 6 主要テキスト

「介護職員初任者研修テキスト」  
中央法規出版株式会社

### 7 修了認定

(1) 出欠の確認方法 各教科の開始前に出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

ア 講義については学科試験を実施し、得点が60%以上である者を合格とする。

イ 演習について実技試験を実施し、評価点(5段階評価)が3以上の者を合格とする。

ウ 講義・演習の不合格者に対しては原則として追試験を行う。

エ 実習は実習先において介護実習の評価を行う。

オ 介護実習の評価は優・良・可・不可で行い、可以上である者を合格とする。

ただし、不合格者に対しては介護実習の再評価は行わない。

(3) 修了の認定方法

ア 講義・演習及び実習については養成研修カリキュラムの全ての時間に出席していること。

ただし、やむを得ない理由により欠席した場合は、講義にあつてはレポートの提出、演習にあつては補講を受けることで出席と見なすことができる。

イ 成績評定において、講義・演習・実習について合格していること。

ウ 実習における評価は、介護事業所の指導者による実習評価表を基に認定会議において、指導者の所感・実習記録及び実習終了後のまとめなどから総合的に協議・判断を行い、修了最終評価とする。

エ 修了認定会議において、上記(1)(2)について承認された者であること。

(4) 修了証明書 修了が認定された者には修了証明書を交付する。(別紙6を参照)

## 8 補講の取扱い

講義及び演習において社会通念場やむを得ない理由により欠席した場合は、講義にあつてはレポートの提出、演習にあつては補講を受けることで出席と見なすことができる。  
施設における実習については必ず履修することとし、補講は行わない。

## 9 退学規定

- (1) 受講者が退学しようとする時は、所定の退学願いを提出すること。
- (2) 受講者が当校の定める諸規定を守らず、又は学生の本分に劣る行為があつた時は退学を命ずる事がある。(北海道立旭川高等技術専門学院運営規則による。)
  - ア 性行不良で改善の見込みのない者。
  - イ 規定の教科を欠席し、その後の補習も受講しない者。
  - ウ 研修の秩序を乱している者。
- (3) 成績不良等により修了が見込めない者に対しては補講の受講を中断する事がある。

## 10 講師

添付3号様式による。

## 11 実習施設

添付5号様式による。(新型コロナウイルス感染症の拡大によっては実習を中止する場合もある)